### 6. 植物検疫制度等

- (1)植物防疫法
  - ア 植物防疫法(抄)

昭和25年5月4日法律第151号 最終改正:平成27年9月18日法律70号

## (輸入の制限)

- 第六条 輸入する植物 (栽培の用に供しない植物であつて、検疫有害動植物が付着するおそれが少ないものとして農林水産省令で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。) 及びその容器包装は、輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ、輸入してはならない。ただし、次に掲げる植物及びその容器包装については、この限りでない。
- 一 植物検疫についての政府機関を有しない国から輸入する植物及びその容器包装であるため この章の規定により特に綿密な検査が行われるもの
- 二 農林水産省令で定める国から輸入する植物及びその容器包装であつて、検査証明書又はその写しに記載されるべき事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて植物防疫所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録されたもの
- 2 農林水産省令で定める地域から発送された植物で、第八条第一項の規定による検査を的確に実施するためその栽培地において検査を行う必要があるものとして農林水産省令で定めるものについては、前項の規定によるほか、輸出国の政府機関によりその栽培地で行われた検査の結果農林水産省令で定める検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ、輸入してはならない。この場合においては、同項ただし書(第一号を除く。)の規定を準用する。
- 3 植物及び次条第一項に掲げる輸入禁止品は、郵便物として輸入する場合を除き、農林水産 省令で定める港及び飛行場以外の場所で輸入してはならない。
- 4 植物及び次条第一項に掲げる輸入禁止品は、小形包装物及び小包郵便物以外の郵便物又は 民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成十四年法律第九十九号) 第二条第三項 に 規定する信書便物 (次項において「信書便物」という。) としては、輸入してはならない。
- 5 植物又は次条第一項に掲げる輸入禁止品を小形包装物及び小包郵便物以外の郵便物又は信 書便物として受け取つた者は、遅滞なく、その現品を添えて植物防疫所に届け出なければな らない。
- 6 第一項本文又は第二項の農林水産省令を定める場合には、前条第二項の規定を準用する。

#### (輸入の禁止)

- 第七条 何人も、次に掲げる物(以下「輸入禁止品」という。)を輸入してはならない。ただし、試験研究の用その他農林水産省令で定める特別の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。
  - 一 農林水産省令で定める地域から発送され、又は当該地域を経由した植物で、農林水産省 令で定めるもの
  - 二 検疫有害動植物
  - 三 土又は土の付着する植物
  - 四 前各号に掲げる物の容器包装
- 2 前項但書の許可を受けた場合には、同項の許可を受けたことを証する書面を添附して輸入

しなければならない。

- 3 第一項但書の許可には、輸入の方法、輸入後の管理方法その他必要な条件を附することができる
- 4 第一項第一号の農林水産省令を定める場合には、第五条の二第二項の規定を準用する。

### (輸入植物等の検査)

- 第八条 植物又は輸入禁止品を輸入した者は、遅滞なく、その旨を植物防疫所に届け出て、その植物又は輸入禁止品及び容器包装につき、原状のままで、植物防疫官から、第六条第一項及び第二項の規定に違反しないかどうか、輸入禁止品であるかどうか、並びに検疫有害動植物(農林水産大臣が指定する検疫有害動植物を除く。本条及び次条において同じ。)があるかどうかについての検査を受けなければならない。ただし、第三項の規定による検査を受けた場合及び郵便物として輸入した場合は、この限りでない。
- 2 前項の検査は、第六条第三項の港又は飛行場の中の植物防疫官が指定する場所で行う。
- 3 植物防疫官は、必要と認めるときは、輸入される植物及び容器包装につき、船舶又は航空 機内で輸入に先立つて検査を行うことができる。
- 4 日本郵便株式会社は、通関手続が行われる事業所において、植物又は輸入禁止品を包有し、 又は包有している疑いのある小形包装物又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、 その旨を植物防疫所に通知しなければならない。
- 5 前項の通知があつたときは、植物防疫官は、同項の小形包装物又は小包郵便物の検査を行う。この場合において、検査のため必要があるときは、日本郵便株式会社の職員の立会いの下に当該郵便物を開くことができる。
- 6 前項の検査を受けていない小形包装物又は小包郵便物であつて植物を包有しているものを 受け取つた者は、その郵便物を添え、遅滞なく、その旨を植物防疫所に届け出て、植物防疫 官の検査を受けなければならない。
- 7 農林水産省令で定める種苗については、植物防疫官は、第一項、第三項、第五項又は前項の規定による検査の結果、検疫有害動植物があるかどうかを判定するためなお必要があるときは、農林水産省令で定めるところにより、当該植物の所有者に対して隔離栽培を命じてその栽培地で検査を行い、又は自ら隔離栽培を実施することができる。

#### (種苗の検査)

- 第一三条 農林水産大臣の指定する繁殖の用に供する植物(以下「指定種苗」という。)を生産する者(以下「種苗生産者」という。)は、毎年その生産する指定種苗について、その栽培地において栽培中に、植物防疫官の検査を受けなければならない。
  - ※(告示)検査を受けるべき種苗及び適用除外地域の指定に関する件
  - ※(告示)種馬鈴しょ検疫規程
- 2 植物防疫官は、前項の検査のみによつては有害動物又は有害植物を駆除し、又はそのまん 延を防止する目的を達することができないと認めるときは、指定種苗の栽培前若しくは採取 後における検査をあわせて行うことができる。
- 3 植物防疫官は、第一項又は前項の規定による検査の結果、指定種苗に農林水産大臣の指定 する有害動物及び有害植物がないと認めたときは、当該種苗生産者に対して、合格証明書を 交付しなければならない。
- 4 指定種苗は、前項の合格証明書又は植物防疫官の発行するその謄本若しくは抄本を添付してあるものでなければ、譲渡し、譲渡を委託し、又は当該検査を受けた栽培地の属する都道府県の区域外に移出してはならない。
- 5 植物防疫官は、第一項又は第二項の規定による検査により、第三項の有害動物又は有害植

物があると認めたときは、その検査を中止し、当該種苗生産者に対し、当該有害動物又は有害植物を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要と認める事項を口頭又は文書により指示しなければならない。

- 6 前項の指示を受けた種苗生産者は、当該指示に従つて必要な駆除予防をした場合には、植物防疫官に対し、当該指定種苗について第一項又は第二項に規定する検査を継続すべきことを申請することができる。
- 7 第一項の指定をする場合には、第五条の二第二項の規定を準用する。

# (適用除外)

- 第十六条 次に掲げる指定種苗については、第十二条から前条までの規定は適用しない。
- 一農林水産大臣の指定する地域で生産される指定種苗※(告示)検査を受けるべき種苗及び適用除外地域の指定に関する件
- 二 都道府県又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が生産し、かつ、農林水 産大臣の定める基準に従つて自ら検査する指定種苗
- 三 種苗生産者が同一都道府県の区域内で自ら繁殖の用に供するため生産する指定種苗

### (植物等の移動の制限)

- 第十六条の二 農林水産省令で定める地域内にある植物で、有害動物又は有害植物のまん延を 防止するため他の地域への移動を制限する必要があるものとして農林水産省令で定めるもの 及びその容器包装は、農林水産省令で定める場合を除き、農林水産省令で定めるところによ り、植物防疫官が、その行なう検査の結果有害動物又は有害植物が附着していないと認め、 又は農林水産省令で定める基準に従つて消毒したと認める旨を示す表示を附したものでなけ れば、他の地域へ移動してはならない。
- 2 前項の農林水産省令を定める場合には、第五条の二第二項の規定を準用する。

### (植物等の移動の禁止)

- 第十六条の三 農林水産省令で定める地域内にある植物、有害動物若しくは有害植物又は土で、 有害動物又は有害植物のまん延を防止するため他の地域への移動を禁止する必要があるもの として農林水産省令で定めるもの及びこれらの容器包装は、他の地域へ移動してはならない。 ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合は、この限りでない
- 2 前項の農林水産省令を定める場合には第五条の二第二項の規定を、前項ただし書の場合には第七条第二項及び第三項の規定を準用する。

#### (防除の内容)

- 第十八条 農林水産大臣は、前条第一項の防除を行うため必要な限度において、左の各号に掲 げる命令をすることができる。
- 一 有害動物又は有害植物が附着し、又は附着するおそれがある植物を栽培する者に対し、当 該植物の栽培を制限し、又は禁止すること。
  - ※ (告示) イモゾウムシ及びアリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令
  - ※ (告示) ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令
- 二 有害動物又は有害植物が附着し、又は附着しているおそれがある植物又は容器包装の譲渡 又は移動を制限し、又は禁止すること。
- 三 有害動物又は有害植物が附着し、又は附着しているおそれがある植物又は容器包装を所有 し、又は管理する者に対し、当該植物又は容器包装の消毒、除去、廃棄等の措置を命ずるこ

کے

- 四 有害動物又は有害植物が附着し、又は附着しているおそれがある農機具、運搬用具等の物品又は倉庫等の施設を所有し、又は管理する者に対し、その消毒等の措置を命ずること。
- 2 前条第一項の場合において、緊急に防除を行う必要があるため同条第二項の規定によるいとまがないときは、農林水産大臣は、その必要の限度において、同項の規定による告示をしないで、前項第三号の命令をし、又は植物防疫官に有害動物若しくは有害植物が附着し、若しくは附着しているおそれがある植物若しくは容器包装の消毒、除去、廃棄等の措置をさせることができる。

## イ 植物防疫法施行規則(抄)

昭和25年6月30日 農林省令第73号 最終改正:令和2年11月2日 農林水産省令第75号

#### (栽培地検査を要する植物等)

- 第五条の四 法第六条 [輸入の制限] 第二項 の農林水産省令で定める地域、植物及び検疫有 害動植物は、別表一の二のとおりとする。
- 2 前項に掲げる植物は、同項の地域において栽培されたものに限るものとする。

# (輸入禁止地域及び輸入禁止植物)

- 第九条 法第七条 [輸入の禁止] 第一項第一号の農林水産省令で定める地域及び植物は、次のとおりとする。
  - 一 別表二に掲げる地域及び植物
  - 二 別表二の二に掲げる地域及び植物(同表に掲げる基準に適合しているものを除く。)
  - 三 別表一の二に掲げる地域及び植物(同表に掲げる地域において栽培されたものを除く。)

## (農林水産省令で定める種苗)

- 第十四条 法第八条 [輸入植物等の検査] 第七項の種苗を次のように定める。ただし、輸入後 栽培されないでそのまま輸出される物を除く。
  - ー ゆり、チューリップ、ヒヤシンス等の球根
  - 二 ばれいしよの塊茎及びさつまいもの塊根
  - 三 かんきつ類、りんご、なし、くり等の果樹苗木
  - 四 さとうきびの生茎葉及び地下部

### (移動制限地域及び移動制限植物)

第三十五条の二 法第十六条の二 [植物等の移動の制限] 第一項の地域及び植物を別表三及び 別表四のとおり定める。

#### (移動検査及び検査確認の表示)

- 第三十五条の四 法第十六条の二 [植物等の移動の制限] 第一項の検査(以下この条において 「移動検査」という。) は、次の各号に掲げるものについて行う。
  - 一 別表三の一の項、二の項、五の項及び六の項の地域の欄に掲げる地域内にある植物の欄 に掲げる植物及びこれらの容器包装
  - 二 別表三の三の項及び四の項の地域の欄に掲げる地域内にある植物の欄に掲げる植物
- 2 移動検査は、植物防疫所又は植物防疫所長の指定する場所で行なう。ただし、当該植物又 はその容器包装の所在地で移動検査を受けたい旨の申請があつた場合において、次の各号の いずれかに該当するときは、当該所在地で行なうことができる。
  - 一 前項各号に掲げる植物又はその容器包装について、当該植物の数量が多く、かつ、不合格品の補充の便宜等のため必要があると認めるとき。
  - 二 前号のほか、前項第二号に掲げる植物について、移動検査を行う間における当該植物の 栽培の管理等のため必要があると認めるとき。
- 3 移動検査を受けようとする者は、当該植物又はその容器包装を移動しようとする日の二日前まで(前項ただし書の場合には移動検査を受けようとする日の五日前まで)に植物防疫官に検査申請書(第二十二号の四様式)を提出しなければならない。

- 4 植物防疫官は、前項の規定により移動検査を申請した者に対し、あらかじめ移動検査の期日を通知しなければならない。
- 5 第三項の規定により移動検査を申請した者には、第十二条の規定を準用する。
- 6 法第十六条の二第一項の有害動物又は有害植物が付着していないと認める旨を示す表示は、移動検査の結果、当該植物又はその容器包装に別表三の備考の欄に掲げる有害動物又は有害植物が付着していないと認めた場合に、当該植物又はその容器包装に検査合格証明書(第二十二号の五様式)若しくは検査合格証票(第二十二号の六様式)を添付し、又は検査合格証印(第二十二号の七様式)を押印し、若しくは検査合格証紙(第二十二号の八様式)をはり付けてするものとする。

# (消毒の基準)

第三十五条の六 法第十六条の二 [植物等の移動の制限] 第一項の農林水産省令で定める基準 は、別表五の植物の欄に掲げる植物の種類に応じ、同表の消毒の基準の欄に掲げるとおりと する。

## (移動禁止地域及び移動禁止植物等)

- 第三十五条の七 法第十六条の三 [植物等の移動の禁止] 第一項の農林水産省令で定める地域 内にある植物で農林水産省令で定めるものを別表六のとおり定める。
- 2 法第十六条の三第一項の農林水産省令で定める地域内にある有害動物又は有害植物で農林水産省令で定めるものを別表七のとおり定める。